

# みんなで防ごう！高齢者虐待

平成18年4月1日に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（通称：高齢者虐待防止法）が施行されました。

## 高齢者虐待は次のようなものが該当します

### ● 身体的虐待

たたく、つねる、殴る、蹴る、火傷を負わせるなど

ベッドに縛り付ける、意図的に薬を過剰に与えるなど

### ● 介護・世話の放棄・放任

空腹、脱水、栄養失調の状態のままにするなど

ごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させるなど

### ● 心理的虐待

排泄などの失敗に対して高齢者に恥をかかせるなど

子ども扱いする、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、無視するなど

### ● 性的虐待

懲罰的に下半身を裸にして放置するなど

キス、性器への接触、性交を強要するなど

### ● 経済的虐待

日常生活に必要な額を渡さない、使わせないなど

本人の財産を意思・利益に反して不当に処分するなど

## もしも、虐待と思われる行為を発見した場合

佐賀市役所高齢福祉課、もしくは各地域のおたっしや本舗（地域包括支援センター）へご相談ください。

高齢者虐待防止法第7条および第21条にて、虐待を発見したものは速やかに市へ通報することとなっています。



### 問い合わせ

本庁 高齢福祉課 地域包括支援係

☎40-7284

FAX40-7393

# あなたの人権 わたしの人権

## 「世間体 せけんてい」

「そんなもの言い方は、人間きの悪か」

「いまごろそんなことをしていたら、笑われるよ」

「そんなことをしていると、世間からなんて言われるかわからんよ。やめとかんね。…」

このような会話を、日常生活のなかで、耳にしたことはありませんか？

わたしたちのくらしの中には、礼儀作法や社会的常識あるいは自らの品位を保つなど、大事なものがありますから、「もっともなこと」は、大切にしなければならぬと思います。

でも、「あの人と結婚したら、世間からどう思われるかわからない。だから、いけません。」と、本人の意に反して、周囲の者が反対するとなると、「事は深刻」になってきます。

その典型が、部落差別というものでしょう。

部落差別の歴史的・社会的背景を究明し、学習していけば、「差別される合理的・科学的根拠はない」ということが理解できます。

差別されてきた人々が、いかに優れた伝統文化を担ってきたか、現代の「教科書無償」や「全国高等学校統一応募用紙」などが、どうして生まれてきたか、そんなことを学んでいけば理解されるでしょう。

偏見、差別意識などにより、人権を侵害することは許されません。

また、「世間体」を気にして、人権尊重に反する偏見や差別意識にとらわれて行動することは、自分の人格をも傷つけることになってきます。

（元社会同和教育指導員・中溝）

6月1日に特設人権相談所を、ほほえみ館に設置します。

### 問い合わせ

本庁 人権・同和政策課  
人権啓発係(ほほえみ館内)

☎40-7367 FAX34-4549